

中国における大学の法学教育*

蘇 萍

- 一 はじめに
- 二 法学教育の沿革
- 三 カリキュラムとその特徴
- 四 法学教育の欠陥
- 五 今後の課題と展望
- 六 むすび

一 はじめに

大学における法学教育は、国家の大学教育の重要な地位を占めている。それは、法律知識を伝授し、法律発想方式を訓練し、法曹人材を養成することを主な内容にしている教育活動である。中国における大学の法学教育は、回復、再建、発展を経て今日に至り、その間 20 年ほどにわたっている。

本稿では、中国における法学教育の発展と法学教育のカリキュラムについて、復旦大学⁽¹⁾、中国政法大学⁽²⁾、中国人民大学⁽³⁾と華東政法大学⁽⁴⁾の実例を参考に、中国における法学教育の現状、中国における法学部のカリキュラムとその特徴、法曹養成制度の欠陥及び今後の課題と展望を検討する。

二 法学教育の沿革

中華人民共和国の建国後に、新政権が国民党の「六法全書」とそのほかの

※ 2012 年 8 月からの広島大学大学院社会科学研究所（客員研究員）における研究は、上海市市本級財政部門予算学科建設プロジェクト（外国言語学及び応用言語学 A-3501-12-003）の助成によるものである。

すべての法律を廃止したことに伴い、旧法学教育の体系も終結し、旧ソ連の法学教育の方法が全面的に導入された。1949 年以後、中国大陸における法学教育はおおよそ次の 4 段階に分けられる。

第 1 及び第 2 の時期は、1949 年の中華人民共和国建国後、プロレタリア文化大革命が終了するまでの時期である。第 3 の時期と第 4 の時期を画するのは、「1993 年に市場経済体制の建設と法治体制を執行し、法治国家を建設することが決定され」たという事情によるものである⁽⁵⁾。

1 1949 年－1957 年における法学創設段階

建国初期において、国民党の法制と六法全書を全面的に廃止したため、法学教育は完全に旧ソ連の経験に習って設けられた。教育システムだけではなく、教科書も旧ソ連から導入されてきた⁽⁶⁾。私立大学が閉鎖され、多くの総合大学が廃止され、師範や医学、農学、林業学、法学、財經などの学校が専門大学として設立された。中国人民大学は、旧ソ連の法学教育の方法を導入する基地となり、かつ教師を育成する機能を有した。1952 年に、教育部は、全国の大学に対して調整を行った。それにより、法学部が設立された大学は 11 ヶ所の大学であり、北京政法学院、西南政法学院、華東政法学院があらたに設立された。1953 年、政法学院に対して、再び、調整が行われ、中南政法学院があらたに設立された。総合大学では、ただ四つの大学、すなわち、中国人民大学、東北人民大學（吉林大学の前身）、武漢大学及び西北大学にのみ法学部があった。また、これらの大学では主に政法幹部を育成するという方針が明確化された。1954 年、教育部は、北京大学と復旦大学の法学部を回復すると定めた。1956 年に合計で学部生 2516 人を募集し、在校生は合計で 6125 人となった⁽⁷⁾。この時期における法学の授業（講義）は、その他の講義と同じく、統一的に設けられ、ロシア語が主要な外国語と指定された。

2 1957 年－1976 年における挫折時期

1957 年から、中国における法学教育が「左翼」の思想に影響されたため、深刻な破壊が生じた。1959 年、司法部が廃止され、多くの政法学院は地方の

学院へと変わった。設けられる講義についていえば、ほぼ法学講義が政策講義に変えられた。たとえば、「刑法」は「刑事政策」へ、「民法」は「民事政策」へと変えられた。1966 年の「文化大革命」時、形式的に、ただ北京大学法学部、吉林大学法学部と当時の湖北大学の法律専門科だけが残されたが、実質的には、これらの大学でも、法学部の学生の募集はすでに停止されていた。

3 1977 年以降の回復・調整・発展の時期

1977 年から、中国大陸における法学教育は回復、調整、発展の時期となった。1977 年から、大学入学試験が回復され、1985 年にあたっては、全国における法学部学生を募集する大学の数が回復され、その数は中国の一流の重要総合大学、法律専門学校と県立の重点大学や民族大学を含めて、143 校余りになり、すでに 50 年代の状況にまで回復されたと言えよう⁽⁸⁾。中国共和国の法学教育は、文化大革命終結後に再建されるまで、ソビエト連邦の教材を翻訳して細々と行われているに過ぎなかったが、改革・開放の進展に伴って法の社会的役割が向上し、法学部は一躍受験生の人気を集める専攻科となった。共和国では、アメリカ合衆国が法科大学院に法学教育の資源を集中しているのとは異なり、日本と同様に、大学に法学部が設けられている。教育科目は、幅広く総合的であるのが特徴であるといわれる。教育方法は、伝統的な講義形式が中心である。共和国では、専門的な法学教育を受けていない者を「裁判員」や「検察員」に登用してきた経緯もあって、社会人に対する法学教育も盛んに行われている。

4 1992 年以降の急速発展の時期

1992 年以後、中国における法学教育は急速に発展する時期に入った。その証の一つとして、多くの大学に法学専門部門が設けられたことを挙げるができる。中国大陸における大学運営自主権の拡大、市場経済における法学人材に対するニーズ及び高等教育の民衆化という社会の変化に伴い、法学教育は、更なる「繁栄」という姿を示した。2007 年 11 月末の最新統計資料に

よれば、中国大陸で法学部が設立された大学は 605 校である⁽⁹⁾。中国大陸において、法学教育が「急速な発展」期に入ったと結論付けてもよいであろう。

また、中国において第一回の司法試験が実施されたのが 2002 年であることから、本稿の主たる対象は、第 4 の時期、特に 2000 年代後半の時期となっている。

上述の第 3 の時期は、文革によって挫折・停滞した法学教育の再建と回復の時期と位置付けられ、第 4 の時期は、市場経済体制建設及び法治国家建設に対応した法学教育の急速発展の時期と位置付けられる。この 2 つの時期において、法学教育は規模的に拡大を続けた（第 3 の時期における「復興」も、1977 年を起点としてみれば、規模拡大にほかならない）。

現在、中国ではすでに「多ルート、多形式、多レベル」の法学教育システムが成立している。以下の 3 つのパターンが上げられる。第 1 のパターンは、普通高等法学教育、政法系学院（大学）と総合大学法学部及び財政、理系、農林、医学など単科大学の法学部、法律学科が含まれている。主に、裁判官、検察官、弁護士など応用型の法律人材（法学学部生、法学部大学院生）を養成する。そのほかに、アカデミック人材（法学大学院、法学ドクター）も養成される。第 2 のパターンは成人教育と専門学校である。第 3 のパターンは中級法律キャリアスクールであり、29 ヶ所の司法学校と 27 ヶ所の司法警官学校が含まれる⁽¹⁰⁾。

大学院の修士課程の修業年限は 2 年ないし 3 年、博士課程の修業年限は 3 年ないし 4 年となっている。修士および博士課程教育は、国家の教育行政部門である教育部の承認を受けた大学院と研究機関が行うことができる。本科大学を卒業し、全国研究生入学テストに合格した学生が各大学の修士および博士課程に進むことができる。

近代的な法学教育は、ソフト面では、特に、法学教育の体制、内容などが大きく遅れていることは明らかである。これは、中国が WTO 加盟を契機に、

従来の人治国家から法治国家への脱却のため、道を歩み始めて 10 数年しか経過していないという歴史的背景に起因するものといえよう。つまり、法治国家の土台ともいべき法制度が整備されていなければ、近代的な法学教育そのものが成り立たないからである。

それは市場経済体制へ移行するとともに、法制度の整備が段階的に行われて、1994 年 12 月の中央最高指導者の勉強会で、「法治社会建設」のスローガンが高らかに唱えられたのである。

しかし、中国の大学における法学教育の経緯をみると、法制度整備の経緯に符合して、以下の通り衰退、発展している。

従前の中国は人治国家であったから、国家レベルの法が未整備であったことが、大学における法学教育の軽視につながった。たとえば、文系総合大学の入学者の中で最も成績が悪いものが法学部（中国では法学院）に在籍し、就職も一番悪い学部という評価である。

そして、文化大革命により、中国の殆どの有名大学の法学部（法学院）は廃止されたので、法学教育はますます衰退せざるを得ず、いわば法学教育の暗黒時代を迎えた。

その後、国の政策によって法治国家建設のスローガンが強く訴えられてきたことにより、大学における法学教育の重要性が見直され、過去に法学部を廃止した各大学でも、改めて法学部を設置しだした。これに拍車がかかったのは、WTO 加盟後（2001 年以降）である。

そして、近年では、法学部は、理科系大学でも設置するほど、人気が一番高い学部で、入学競争率が高くなり、法学部生の就職もよくなっているとのことである。更に、最近では、法学部だけでなく、法学修士、博士課程の大学院やいわゆる法科大学院を設置する理科系大学も出現している。

三 中国における法学専攻のカリキュラム

中華人民共和国教育部教育司が編著した『全国高等学校法学専門核心課程

『教学基本要求』（2005年）によると、全国における大学の法学専科のカリキュラムには、公共基礎授業、学科核心授業、必修授業及び任意選択授業が含まれている。公共基礎授業は国家教育部の統一規定に基づいて政治理論、大学外国語、計算機原理と運用、思想道德修養、大学国語、高等数学、論理学、政治経済学などの内容からなる⁽¹¹⁾。法学専攻の本科教育は14科目の核心科目を設置している。それは法理学、中国法制史、憲法、民法、商法、経済法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法と行政訴訟法、知的財産法、国際法、国際私法及び国際経済法である。

参考までに復旦大学法学部のカリキュラム表（表1）と具体的な科目表（表3）を挙げるが、中国人民大学と中国政法大学のカリキュラムを参考して、以下のような特徴が読み取れる。

表1

復旦大学法学部法律学専攻カリキュラム表（2012年度）

卒業に必要な総単位数は、151単位、そのうち公共基礎授業科目50単位、文理科基礎科目35単位、専攻科目66単位（卒業論文4単位、実習4単位を含む）である。

分類	授業科目		週時間数	単位数	その他
公共基礎授業	コア科目	思想政治理論科目	3	14	I類コア科目26単位
		六つのモジュール	2	12	
	体育		2	4	II類コア科目17単位
	軍事理論		2	1	
	第二外国語		2	8	
	コンピュータの基礎と応用	2+2	4		
	公共基礎選択科目		2	7	III類コア科目7単位
基礎教育	法学基礎理論		3	3	法律政治類I類科目9単位
	政治学原理		3	3	
	社会学概論		3	3	

基礎教育	憲法	3	3	必修	社会科学類Ⅱ類科目 9 単位
	国際法	3	3		
	国際関係概論	3	3		
	公共行政学	3	3		
	当代中国政治制度	3	3		
	社会研究方法 A	3	3		
	社会仕事概論	3	3		
	心理学入門	3	3		
	行政法	3	3	社会科学類Ⅲ類科目 9 単位	
	民法Ⅰ	3	3		
刑法Ⅰ	3	3			
人文類基礎科目	2	4	4 単位		
経済管理基礎科目Ⅲ類	2	4	4 単位		
専攻教育	中国法制史	3	3	専攻科目 66 単位	
	行政訴訟法	2	2		
	民法Ⅱ	4	4		
	外国法律制度	3	3		
	刑法Ⅱ	3	3		
	刑事訴訟法	3	3		
	民事訴訟法	3	3		
	経済法	3	3		
	国際私法	3	3		
	商法	3	3		
	専攻英語Ⅰ (法律)	2	2		
	国際経済法入門	3	3		
	知的財産権法	3	3		
	専攻英語Ⅱ (法律)	3	3		
	専攻英語Ⅲ (法律)	3	3		
	法理学	2	2		
	法律実務	3	3		
	社会実習		4		
	卒業論文		4		
法学部専攻選択科目	9	9			

※復旦大学のホームページ：<http://www.fudan.edu.cn> で参照できる。

第1の特徴は、公共基礎授業においては、学生の総合能力と素質養成に重点を置くことである。

復旦大学の教務処⁽¹²⁾が公布される2011年から2012年にかけてのカリキュラムによると、公共基礎授業は九つの部分に分けられる。その中で、公共基礎核心授業は思想政治理論科目、情勢と政策科目、六つモジュールの科目であり、ほかに、軍事理論科目、体育科目、大学第二外国語科目、コンピューター関係科目、美意識養成科目と選択科目が挙げられる。

コンピューターに関する授業ではプログラムの設計という授業が設けられ、さらに、公共基礎授業では、思想道德修養の核心課程体系が六つの分野に分けられて設計された。その主導的な理念は単純なる専門領域と知識領域を突破し、中華民族の新時代の人材を育成する角度から、学生に基本的な人文素養、思想視野と精神的な悟りの形成に役立つ課程を提供することである。

第2の特徴は、法学専攻の課程設置はますますグローバル化されることがあげられる。

復旦大学のカリキュラムを見ると、公共基礎授業にしても、学科核心授業にしても、文化と学術の国際交流を重んじていることが明らかになる。学科核心授業においては、あわせて50科目の授業の中では、20ぐらいの科目が中国に留学した外国の学生向けの授業であり（表3のゴシック体で記した科目）、専門必修科目の40%を占めている。それらの授業は中国における大学の最新の研究成果を中国に留学した外国の学生に紹介する役割も果たしている。それと同時に、国際最新の研究情報を中国の学生に紹介する授業も数多くある。例えば、法律の比較研究に関係がある授業とか、国際商法とか、さまざまである。

第3の特徴は、中国の大学法学部を全体から見れば、中国の大学が自分の学校の資源を生かして、特色がある分野に注目して発展させるということである。

復旦大学の法学教育は長い歴史を有している。1905年近代中国の著名な教育家・馬相伯によって私立の復旦公学として創立された時から、法学教育は

すでに実施されていた。したがって、長い年月の間に、復旦大学の法学部は科学的な法学教育のカリキュラムが整備され、教育方式の改革や教科書の編成の分野で、自らの特色と優勢が形成されている。中国人民大学においては、法学の分野では、43 の研究センター、2 つの教育部人文科学研究基地、「985 プロジェクト」重点科目と「211 プロジェクト」重点科目の研究基地を有する。中国法律情報拠点と法学教学実践総合センターを設置している。主要科目として、公法を中心に、法学理論、法制史、憲法、行政法、刑法、民商法、訴訟法、経済法、環境資源法、国際法がある。中国政法大学においては、法制史研究分野では、西側に起源をもつ大陸法法律体系と法学教育体系を導入したローマ法を中心とする欧米諸国法制史の沿革の考察、民族復興運動の高まりによる中国近代法の発展史との比較研究に関しては、各大学の先頭に立っている。訴訟法、特に、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法の研究に対しても、高い評価を得ている。

現在、中国大陸における 600 余りの法学院は、多くが自らの大学の状況に応じて、人材を育成する目標を定め、法学人材を育成する方法を選択している。その中で、圧倒的に多くの法学院は、社会の就職市場に応じて、直ちに就職でき、社会のニーズに対応する一般的な管理人材と法実務を有する人材を育成することを基本的な目標としている。換言すれば、中国における数多くの法学院は、法学教育に関する一般的な規律に基づき、自ら独特な特徴を有する法学院を運営し、従来形成された「千人一顔」、「千校一面」という局面を変えつつある。

四 中国における大学の法学教育の欠陥

近年来、臨床法学教育などの外国の進んだ教育方法、教育理念を取り入れ、法学卒業生の素質差や教育理念の欠如、教育内容、教育・研究を取り巻く環境の低下などの従来の問題はすでに解決されたが、大学法学教育においては、いくつかの難題が残されている。

1 実務能力を養う教育内容が不足である。

学生の実務能力には多くの問題が存在し、育成した人材には实际需要と大きなギャップがある。社会評価によると、法学卒業生は実務運用能力にとほしく、法律実務の実際運用方式を理解していない⁽¹³⁾。法曹資格は、原則として、国家統一司法試験に合格した者にのみ与えられる。「裁判官」や「検事」に任命されるには、更に公務員試験にも合格しなければならないため、新人登用に支障を来しているといわれている。日本の司法研修所のような、法曹三者の横断的な養成制度は存在しない。大学4年生のときに、自分で弁護士事務所とかを見つけて、実習するのが普通である。そのため、法律条文を機械的に当てはめて、事件の具体的形勢に対する全面的な分析がたりず、突発事件や複雑な案件への対応能力が欠如している。司法部門の話によると、卒業生は法律実務部門に就職してから案件の審理と処理及び各種法律実務の代理ができるまで少なくとも3、4年以上の期間がかかるとされる。

2 法律思考能力、問題解決能力にとほしい。

法律思考というのは法律ロジック（法律規範原則と精神を含む）に基づいて問題を観察、分析、解決する思考方式である。法律思考能力は法律家の一番核心的な素質で、法律家になるための不可欠な基本要件である。それに、法的思考能力に基づいた問題解決能力を身につけることが大切である。しかも、これらの能力は、総合的な問題解決能力として、実社会では高く評価されるものである。司法過程の中で厳格な法律思考に依拠することこそ、個人の偏見を取り除き、任意性を避け、法律問題を解決する正確な結論を形成し、導き出すことができる。しかし、大部分の法学卒業生はこの能力に欠けることがよく指摘された。従って、法律学習の中で、法とは何かを知り、法はどのようなものかを学び、法はどうあるべきかを理解し、結果的に、よりよい社会秩序としての法を求め、社会を支え、先導していくような人材を法律学科は育成したいと考えている。法学部の学習にも、就職してから職場でも、自分の力で、必要な資料を探し、集め、整理し、課題に対する自分なりの回

答を作成し、さらにそれを他人に対して理解してもらえるように説得力をもって伝達することが要求される。換言すれば、将来に備えた法的思考能力と問題解決能力は今後の法学教育目的の中心となるべきである。

3 職業倫理観念が希薄である。

法律職業は「公平、正義、秩序、効率」などの基本価値理念への追求を体现するから、法律専門職には理性と寛容な精神、剛直と廉潔な品格を要求され、法律と事実そして社会に忠実である高尚な心情をもたなければならない。法律に精通することで社会に被害を与え、社会秩序の破壊者であってはならない。しかし、中国大多数の法学卒業生は強い法律職業倫理観念を有しておらず、ただ関連法律知識を身につけるだけで法律職業の基本要件を必ずしも備えているとはいえない。

中国では、専門的な法学教育を受けていない者を「裁判官」や「検事」に登用してきた経緯もあって、社会人に対する法学教育も行われているが、社会人に対する法学教育も学歴や司法試験のための課程が多いため、法曹の職業にふさわしい人材を養成できるかどうか疑問である。

その原因を遡ると、以下のいくつかの理由が挙げられる。

1 入学定員の増加は全体的な法学教育水準の低下をもたらしている。

関係データによると、20 世紀 80 年代の初期、法学院（学部）を設置した大学は全国で唯 2 校のみであった。1992 年になっても 63 校しかなかったが、1995 年になると 140 校に増え、2002 年に 330 校に急増した⁽¹⁴⁾。現在、教育部関係部門の統計によると法学院（学部）か法学専攻を設けた高等教育機関はすでに 620 校に達して、1992 年の約 10 倍に増加した⁽¹⁵⁾。しかし、量の増加は法学教育が科学的に発展することに直結するわけではなく、却って問題も発生した。

主たる原因として、法律人材を育成する資格を持っていない教育機構ないし非教育機構すら続々と法学院（学部）を設置していた。たとえば、工科、農業、師範などの学校及び私立学校などは教育施設が完全でなく、法律教育

と研究の人材もとほしい。

法学教育の度の過ぎた多元化は、教育水準の全体的な低下を招いてしまった。そして、一部の学校と教育機構は、商業化経営の傾向が著しく、単純に金儲けを目指している学校さえあって、法学教育の名誉を低下させることとなった。

2 法学教育と実践とのつながりが切れる。

現在、我が国の法学教育は伝統の教室授業における教学方法を採用している。そのメリットは学生が基本の法律知識を全面的に把握するのに役立ち、短い時間内で法律思想と内容要領を理解することができる。デメリットは学生が能動性に欠けて理論と実践のつながりが切れることである。伝統モデルの影響で学生が受動的になるだけで、創造的な思考と判断の能力が鍛えられない。

法律学校では模擬法廷などのような実践はあるが、法廷調停、法廷弁護、裁判実践あるいは弁護士実習などに基づく課程が少ない。学生の実習期間を決めたが、学生人数の増加及び就職圧力の影響で実習制度は、結局単なる形式にすぎない。実習先を見つけても、そこでは仕事の圧力と学生の仕事能力の不足で、積極的に学生の実習を受け入れることはできなく、受け入れても監督と指導をおろそかにしている。こうして学生の実践活動は見せかけだけの存在になり、職場に就いても仕事に早く適応できない。

五 今後の課題

復旦大学をはじめ、中国の四つの大学における法学院の現状を調べた上で、法学教育を推進するために、中国政府をはじめ、各大学自身も改革を進めた。教師の陣容、法学教育の内容充実、法学教育の教授方法などの面では、改善の必要があると思われる学者もいるが⁽¹⁶⁾、そういうソフト面では、現在においては、国際交流の拡大につれて、教師はどんどん海外へ派遣されたり、国際シンポジウムが開催されたりして、これによって、法学教育内容も充実し、

その質やレベルも高くなっていったことはすでに明らかにした。

従って、中国の大学の法学教育においては今後取り組むべき課題は、以下に掲げるような全体的な構造調整を重点的に改善することであるといえよう。

1 各法学院が取り組むべき課題としては、法学教育内容の編成すなわちカリキュラムの改善がある。

現行の各大学の法学教育カリキュラムをみると、必修科目は、中国独自の教科（思想道德と教養、毛沢東思想概論、鄧小平理論概論、マルクス主義哲学など）及び六法（憲、民、商、刑、民訴、刑訴法）、行政法、知的財産権法などの法律専門科目で殆どが占められ、法律専門科目以外では、英語、体育、コンピュータなどの科目があるだけである。また、選択科目も、そのほとんどが法律専門科目（社会法、証券法、手形法、税法、労働法などの国内法と、国際金融法、国際貿易法、国際経済法、国際税法などの国際法）で占められている。

このように各大学の法学院のカリキュラム（必修・選択科目）は、ほとんどが法律専門科目で占められており、中でも必修科目の内容は、ほぼ同一となっている。つまり、大学の特色を生かした独自のカリキュラムとなっていない。

しかし、急速に国際化や市場経済化が進んでいる中国では、このような法律科目偏重のカリキュラムでは、法学教育内容が時代に適合しなくなる危険性をはらんでいる。

そこで、日本の法学部教育内容などを参考にして、法律を学ぶための基礎となる倫理性、論理性、公平性（バランス感覚）などの素養を身につけるため一般教養科目や市場経済ルールの基礎をなす競争原理・メカニズムなどを学ぶための科目もカリキュラムに取り入れるなどして、各大学はそれぞれ独自性を発揮してもよい。

なお、このカリキュラム改善は、前項の若手教員の養成という課題と密接に関連しており、両者はいわば車の両輪のような関係があるので、同時に並行して解決していくべきであるといえる。

2 法学教育と司法試験の間における良好な相互協力関係を築くことも目下喫緊の課題だと思われる。

高等法学教育のカリキュラムのうち、司法試験との関係で重要と思われるものの一つとして、全国共通の、かつ、広い分野にわたる横断的な、必修科目の制度がある。これは法学本科及び法律修士において問題となる。中国大陸において、法学教育が必ず司法試験の内容をめぐって行われる。

法学教育の試験においては、校内試験と司法試験の二種の形式があるが、法学教育と法律職業との関連性が失われているという問題が生じており、4年の正規法学教育を受けた学生で順調に司法試験に合格できないものが多数存在する。大量の司法試験対策機構の出現は、一定程度において、法学教育と法律職業との間の矛盾を緩和するものである⁽¹⁷⁾。以上を総合すれば、司法試験養成は、大学の法学教育の有益な補充であり、積極的な意義及び実際的作用を有する。

司法試験対策機構における学習の効果は顕著であり、（司法試験対策機構におけるトレーニングについて、大学の在校生の間で）「『苦勞して勉強した4年間は、3か月のトレーニングにも及ばない』という言葉が流行している」とすらいわれる。2008年から、本科を「卒業」していない者への司法試験受験資格の拡大が始まった。

表2 中国における司法試験の各年度の合格点数

年度	合格点数	優待される地区の合格点数	合格率
2002			7.74
2003	240	225	10.18
2004	360	335	11.22
2005	360	330	14.39
2006	360	325	17.00
2007	360	320	22.39
2008	360	315	27.00
2009	360	315 (280 西藏)	22
2010	360	315 (280)	20

中国司法部国家司法試験司が公表したデータによる。

※ 優待される地区とは、中国では中西部の貧困の省、市とチベットの省、市を指す。河北省、山西省、内モンゴル省、遼寧省、四川省、西藏自治区などがある。

受験資格拡大後間もない時期から、これにより司法試験が法学本科教育に対して有する影響が強まり、さらには現行の教学体制に対する重大な打撃となりうると指摘されていた。そして実際にも、この受験資格拡大の結果「ダブルスクールの現象が日に日に由々しくなり、それには大学の法学本科教育を宙に浮かせる勢いが十分にある」ことが指摘されている。

このような影響が生ずるのは、法学本科教育の期間と司法試験準備の時期が重複するという状況が生ずるためである。この「重複」及びその影響について、具体的には次のように説明される。⁽¹⁸⁾

受験生は 4 年次の九月に司法試験を受験する。司法試験の準備に 1 年を充てるのが通常なので、三年生になったばかりの時期に試験準備に着手することになる。そして、司法試験が終わると、就職活動や公務員試験、大学院試験などがある。そこで、法学本科学生が正規の法学教育に専心できるのは 1 年次と 2 年次のみということになる。

中国における法学本科の教学計画においては、1 年次においては基本的に基礎学科教育を行い、2 年次において一部の専攻学科及び総合学科の教育を行い、3 年次においてやっとコア科目の教育を行う。つまり、3 年次が本科教育のキーポイントである。

ところが、司法試験の対策は、基礎と受験スキルに重点があり、法学教育の重点と異なる。そのため、3 年次学生の多くが、授業をさぼったり、授業中に司法試験勉強をするという状況が発生し、法学本科 3 年次の教育が正常に行えないという状況が生じている。

3 東の沿岸地区と中部、特に西部における法学教育格差の課題である。

全体から見れば、中国大陸において、現在では、600 余りの大学の法学部間では、歴史や教師、学科建設、科学研究水準、教学水準に格差があるため、法学教育水準にも差がある。特に、中国における法学教育は東の方の沿岸地区と内陸、特に、中部、西部の辺鄙地区において、その発展は不均衡である。中国の東西地区を問わず、大都市にある大学の法学教育は設備などのハード面では、一般的に、それほど差が大きいがないが、ソフト面では、やはり内陸の方が大きく遅れていることは否めない。特に、西の辺鄙地区では、ハード面であっても、ソフト面であっても、普通のレベルに達していない。たとえば、北京大学法学院、中国人民大学法学院、武漢大学法学院などでは、理論研究に特徴があり、これらの大学の法学部は古い歴史を有し、教師レベルも高く、学生の学力も優れており、科学研究の実力も強いため、これらの大学の法学部による教育では、研究型人材と高い素質を有する専門人材の育成が基本的な目標とされた。中国の西部の辺鄙地区では、教師の陣容、教育内容、教授方法などのソフト面の整備が十分と言えず、改善の必要があると思われる。

六 むすび

中国は 1949 年の中華人民共和国建国後、大学法学を創設し始めたころから、この間に三つの段階を経て、今日に至っては、ほぼ 63 年が数えられる。数の増加とともに、着実な成果を挙げてきた。現在、中国大陸における 600 あまりの法学部は、多くが自らの大学の状況に応じて、人材を育成する目標を定め、法学人材を養成する方法を選択している。それだけではなく、その中で、圧倒的に多くの法学部は、社会の就職市場に応じて、直ちに就職でき、社会のニーズに対応する一般的な管理人材と法実務を有する人材を養成することを基本的な目標としている。それにもかかわらず、若手教員の養成や大学法学部のカリキュラムの改善、大学における法学教育と司法試験の関係、地域の発展の不均衡などの面では、依然として、大きな課題となっている。

したがって、法治国家を目指す中国にとっては、経済発展に伴って法曹養成の重要性が増している。中国における法学教育には、現在の法曹養成制度との関係を検討して、その問題点の究明に基づいて、このような問題点を解決し、社会の幅広い需要にこたえる大学法学教育と法曹養成制度に成熟させることが重要である。そのような検討を踏まえて、法学教育と法曹制度における改善策を実現することが、今後の大きな課題であると考えられる。

〈注〉

(1) 復旦大学 (ふくたんだいがく、Fudan University) は、上海市楊浦区に所在する中華人民共和国の国立大学である。1905 年に創立された。中国を代表する文科・理科をカバーする総合大学で 2010 年の在校生 47504 人のうち、学部学生 13237 人、大学院修士課程と博士課程 13851 人、外国留学生 3805 人 (学位取得をめざす留学生 2706 を含む)、成人教育学生とインターネット教育学生 16611 人を数える。メイン・キャンパスは上海市楊浦区邯鄲路 220 号に所在する。現任学長は楊玉良教授。復旦大学は近代中国の著名な教育家・馬相伯によって 1905 年私立の復旦公学として創立された。校名は尚書の「虞夏伝」に見える「日月光華、旦復旦兮」の名句に由来する。1917 年私立復旦大学と改称し、1937 年に日中戦争が勃発すると重慶に移転し、1941 年国立大学となった。戦後、1946 年に上海に復帰した。1950 年と 1952 年に大規模な再編が実施され、1954 年には、復旦大学は二流の大学から全国最先端の国家重点大学となり、2000 年には上海医科大学と合併して医学部も有するようになった。なお、大学概況は、以下のホームページで参照できる。http://www.fudan.edu.cn/new_genview/genview.htm。復旦大学法学院 (法学部) の概況は http://www.fudan.edu.cn/new_dep/faxue.htm を参照。

(2) 中国政法大学 (ちゅうごくせいほうだいがく、China University of Political Science and Law、CUPL) は、中国北京市にある総合大学。中国の代表的な法学教育、法務者養成機関であり、国家重点大学のひとつ。

1952 年、司法部の直轄大学として北京大学、燕京大学、輔仁大学、清華大学の各大学の一部を統合して北京政法学院が設立。1983 年、組織の改組や学部の新設などを経て、名称を現在の中国政法大学とした。卒業生の大半が国家の司法、検察、行政、公安機関に就職しており、弁護士をはじめとする国内の法律家の 10 分の 1 は同大学出身者であるといわれる。また、同大学は中国の法学教育において初めて民商法・比較法・経済法・法学史・訴訟法などの専攻学科を創設し、中国初の法学博士学位も同

大学で授与されている。

国際的にもその学術的評価は高く、海外から法学分野の研究者のほか、多くの留学生を受け入れている。海外の著名大学との学術提携やロースクール間での提携交流も多い。中国初となる外国法研究施設「中欧法学院」のほか、数多くの国際的な研究施設が設置されている。

- (3) 中国人民大学 (Renmin University of China、ちゅうごくじんみんだいがく) は、中国にある人文科学・社会科学を得意とする国家重点大学である。法学、国際関係学、商学、経済学、新聞学、金融学、歴史学、管理学などは、中華人民共和国教育部によって、全国の重点科目 (A+) と格付けられている。中国人民大学は、「世界一流の人文大学」を目指すと共に、中国の伝統文化をも大切にしている。本学において、孔子文化研究院など国家の人文研究拠点が設けられており、さらには、2005年発足の中国初の国学院は、全国規模で伝統文化研究のブームを呼んだといわれている。

中国人民大学は人文社会科学を主とする大学であり、一部理工学科を総合した大学で全国の重点大学の内の1校でもある。学校の前身は抗日戦争中の1937年頃に誕生した陝北公学で、後に華北連合大学、北方大学から華北大学へと学校名を変更。1950年10月3日、中国人民大学として正式に創立して、中華人民共和国の建国後に設立された最初の大学である。現在、本校では社会科学や人文科学における数多くの大学プログラム、大学院プログラムなどの提供をしている。それらの分野については中国でも有数の学校であり、中国教育界においてリーダー的な役割を担っている。

- (4) 華東政法大学 (かとうせいほうだいがく、East China University of Political Science and Law)、中国上海市にある法学を主とする総合大学。中国上海に位置して、差し当たって長寧と松江の2個のキャンパスを擁する。メイン・キャンパスは上海市長寧区万航渡路1575号道を渉るところに位置して、原の聖ジャン大学のキャンパスであった。松江キャンパスは上海市松江新都市開発区に位置する。

華東政法大学は法学学科を主とする大学であり、政治学、社会学、経済学、管理学、外国語学科を総合した大学で全国の重点大学の内の1校でもある。法学は1級の学科博士学位、ポストク資格、1個の国家レベルの重点学科 (法制歴史)、10個の法学の2級の学科博士学位と修士学位を授与している。

- (5) 中国における法学教育の段階の分類については、梁慧星、日本早稲田大学にて開催されるグローバル時代の法理論創造と研究者養成シンポジウムの発表論文「中国の法学教育と人材育成」(2008年3月1-2日)、曾根威彦、榎澤能生編『法実務、法理論、基礎法学の再定位——法学研究者養成への示唆』(日本評論社、2009年) 205頁以下、徐顕明『中国法学教育状況』(中国政法大学出版社、2006年) 9頁-33頁などを参照。

- (6) 旧ソ連から導入された法学教科書と著作の状況について、何勤華、李秀清『外国法

- と中国法』、中国制法大学出版社、2003 年、514 頁～ 517 頁を参照。
- (7) 練崇潮、易有祿「中国法学教育と法律職業人材を育成する現状と存在する問題について」法学と実践三号 33 - 34 頁 (2006 年) を参照。
- (8) 徐衛東「中国高等法学教育三十年発展回顧」当代法学 22 卷 1 号 4 頁 (2008 年) を参照。
- (9) 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門 [第 4 版]』(有斐閣、2006 年) 334 頁を参照。
- (10) 霍憲丹『中国法学教育再考』106 頁 - 107 頁 (中国人民大学出版社、2007 年) を参照。
- (11) 中華人民共和国教育部高等教育司、『全国高等学校法学専門核心課程教学基本要求』34 頁 - 38 頁 (高等教育出版社、2005 年) を参照。
- (12) 日本の大学の総合事務室にあたり、教学研究課、教学管理課、総合行政課、学生募集課、試験センターと言語文字活動委員会で構成されており、学事運営計画の樹立及び調整、教員人事、授業及び成績管理、学籍管理など学事運営の全般に亘る教務行政業務を管掌、運営する行政部門である。
- (13) 朱小龍「我国大学法学教育の現状、困境と展望」高等教育研究 2 号 67 頁 - 69 頁 (2011 年) を参照。
- (14) 胡光輝「中国における法学研究と法曹養成」比較法学研究 73 号 54 頁 - 57 頁 (有斐閣、2011 年) を参照。
- (15) 中国教育部 (日本の文部省にあたる) のホームページ [http:// www.moe.gov.cn / publicfiles / business / htmlfiles / moe / s6200 / 201201 / 129517.html](http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s6200/201201/129517.html) が公布するデータによる。
- (16) 内布光「中国の大学における法学教育の現状と課題」当代法学第 16 号 76 頁 - 77 頁 (2008 年) を参照。
- (17) 伍光紅、朱蓉「司法試験における高等法学教育改革について」当代教育論壇第 10 号 56 頁 - 58 頁 (2010 年) を参照。
- (18) 朱小龍「わが国大学法学教育の現状、困境と展望」高等教育研究 2 号 67 頁 - 69 頁 (2011 年) を参照。